

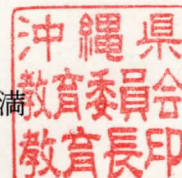
第5号様式 (第3条関係)

公文書部分開示決定通知書

教文第1115号
令和4年10月26日

ニライ・カナイぬ会
玉城 毅 殿

沖縄県教育委員会
教育長 半嶺 満



令和3年10月22日付けで請求を受け、令和3年11月4日付け教文第1049号で決定した公文書の開示について、沖縄県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので、通知します。

1 公文書の表示	開示請求者が請求した内容	沖縄人骨の確確認・移管検収書 添付1 移管台帳
	教育委員会が特定した公文書の件名	沖縄人骨の確認・移管検収書 添付1 移管台帳
2 開示を実施する日時	郵送による	
3 開示を実施する場所	郵送による	
4 開示をしない部分	沖縄人骨の確認・移管検収書及び添付1 移管台帳のうち個人に関する情報と、移管台帳の項目及び番号・性別	
5 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	沖縄県情報公開条例第7条第2号及び第7号に該当 1) 個人に関する情報のため開示しない。 2) 県が実施する調査研究の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため開示しない。 ※詳細は別添資料のとおり	
6 沖縄県情報公開条例第14条第2項に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期	年 月 日。ただし、公文書の開示を希望する場合は、同日以後改めて開示請求が必要となります。	
7 事務担当課 (室・所)	教育庁文化財課 [電話番号 (098) 866-2731]	
8 備考	開示請求に係る複写料及び郵送料は徴収しない。	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄県教育委員会に対して審査請求をすることができます (この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として (訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。

- 指定された日時では都合が悪い場合は、あらかじめ事務担当課まで連絡ください。

不開示部分及び理由

文書名	頁	不開示部分	不開示理由
沖縄先人遺骨点交签收單 沖縄人骨の確認・移管検収書	1	三、監交人（立合人）：	個人の氏名や肩書が含まれ、特定の個人を識別できる情報である。そのため、条例第7条第2号に基づき不開示とした。
沖縄先人遺骨点交签收單 沖縄人骨の確認・移管検収書	1	移交單位代表簽名： 移管機關代表者署名：	個人の氏名が含まれ、特定の個人を識別できる情報である。そのため、条例第7条第2号に基づき不開示とした。
沖縄先人遺骨点交签收單 沖縄人骨の確認・移管検収書	1	監交人簽名： 立合人署名：	個人の氏名が含まれ、特定の個人を識別できる情報である。そのため、条例第7条第2号に基づき不開示とした。
附録一、移交清冊 添付1 移管台帳	2	顱骨標示 頭蓋骨標示	採集地と思われる地名等が含まれるが、事実関係の確認が不十分であり、現時点での公開は確定した情報との誤解を招く恐れが高い。そのため、条例第7条第7号に基づき不開示とした。
附録一、移交清冊 添付1 移管台帳	2	移交單位代表簽名： 移管機關代表者署名：	個人の氏名が含まれ、特定の個人を識別できる情報である。そのため、条例第7条第2号に基づき不開示とした。
附録一、移交清冊 添付1 移管台帳	3	顱骨標示 頭蓋骨標示	採集地と思われる地名等が含まれるが、事実関係の確認が不十分であり、現時点での公開は確定した情報との誤解を招く恐れが高い。そのため、条例第7条第7号に基づき不開示とした。
附録一、移交清冊 添付1 移管台帳	3	移交單位代表簽名： 移管機關代表者署名：	個人の氏名が含まれ、特定の個人を識別できる情報である。そのため、条例第7条第2号に基づき不開示とした。
附録一、移交清冊 添付1 移管台帳	4	顱骨標示 頭蓋骨標示	採集地と思われる地名等が含まれるが、事実関係の確認が不十分であり、現時点での公開は確定した情報との誤解を招く恐れが高い。そのため、条例第7条第7号に基づき不開示とした。
附録一、移交清冊 添付1 移管台帳	4	移交單位代表簽名： 移管機關代表者署名：	個人の氏名が含まれ、特定の個人を識別できる情報である。そのため、条例第7条第2号に基づき不開示とした。
附録一、移交清冊 添付1 移管台帳	5	顱骨標示 頭蓋骨標示	採集地と思われる地名等が含まれるが、事実関係の確認が不十分であり、現時点での公開は確定した情報との誤解を招く恐れが高い。そのため、条例第7条第7号に基づき不開示とした。
附録一、移交清冊 添付1 移管台帳	5	移交單位代表簽名： 移管機關代表者署名：	個人の氏名が含まれ、特定の個人を識別できる情報である。そのため、条例第7条第2号に基づき不開示とした。